

名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、市長が乳児等通園支援事業を運営しようとする者からの申請に対して、法第34条の15第2項の規定に基づく事業の認可（以下単に「認可」という。）を行う上で必要な事項等を定める。

(認可の方針)

第2条 認可の申請があったときは、法第34条の15第5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合であって、当該申請が第5条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

(運営主体)

第3条 乳児等通園支援事業の運営主体（以下「運営主体」という。）は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(事業の実施場所)

第4条 乳児等通園支援事業を実施する建物は、原則として1階に設置し、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていること。

第2章 認可に関する基準

(認可の審査)

第5条 社会福祉法人及び学校法人が認可の申請者となる場合は、名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年名古屋市条例第〇号。以下「認可条例」という。）に適合しているかどうか審査する他、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査する。

2 社会福祉法人及び学校法人以外のものが認可の申請者となる場合は、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準及び認可条例に適合しているか審査する他、次の各号に掲げる基準により審査するものとする。

(1) 法第34条の15第3項第1号に掲げる必要な経済的基礎とは、債務超過や直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務の内容について、3か年の連続した損失計上（設立からの会計年度が1年以上2年未満の場合にあっては直近1か年の損失計上、設立からの会計年度が2年以上3年未満の場合にあっては直近2か年の連続した損失計上）をしていないこと、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸

念事項がないこと。

- (2) 当該乳児等通園支援事業の経営者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が、社会的信望を有していること。
- (3) 法第34条の15第3項第3号に掲げる「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、ア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。ただし、イについては、事業者の事業規模等に応じ、名古屋市が認める場合、必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。
 - ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(乳児等通園支援事業の運営に関し、当該運営主体の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
 - ウ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

第3章 運営に関する遵守事項

(運営主体の遵守事項)

第6条 運営主体は、法、子ども・子育て支援法、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等関係法令、認可条例の他、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業を利用する児童(以下「利用乳幼児」という。)に関し、関係機関の必要な助言及び指導に従うこと。
- (2) 損害賠償責任保険に加入すること。
- (3) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けるよう努めること。なお、3階以上に保育室等利用乳幼児が利用する居室その他の設備を設ける場合、固定電話ではなく、火災通報装置を設置することが望ましい。
- (4) 各室に空気清浄機等感染を予防する設備を設置すること。
- (5) AEDを設置するよう努めること。
- (6) 地震警報装置を設置すること。
- (7) 便所については、利用乳幼児の年齢を踏まえた設備となっていること。
- (8) 調理に携わる者は、月1回の検便を実施すること。
- (9) 利用乳幼児の保護者に弁当を持参させる場合は、喫食するまでの間、適切に保管をするなど衛生面について配慮すること。
- (10) 乳児等通園支援事業を提供する日は、月曜日から土曜日までの範囲で実施することとする。ただし、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- 2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が乳児等通園支援事業を運営する場合は、前条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件を遵守すること。
- (1) 認可条例の基準を維持するために、運営主体に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
 - (2) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
 - (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
 - (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、名古屋市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し名古屋市が必要と認める書類。
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書。
- 3 第5条各項に定めるもののほか、この要綱に掲げる内容の遵守に関する承諾書を市長に提出すること。

(保育従事者の要件と配置)

- 第7条 乳児等通園支援事業に従事する保育士の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 乳幼児の保育に専念できる状態にあること。
 - (2) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - (3) 法及び児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（平成11年法律第52号）等の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないなど、保育士の欠格要件に該当しないこと。
- 2 その他乳児等通園支援事業に従事する職員の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。
 - (2) 前項の第2号、第3号の要件を満たすこと。
- 3 乳児等通園支援従事者の配置は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 乳児等通園支援事業実施中は、原則として複数体制をとること。
 - (2) 保育士のうち1人を責任者として選任すること。
- 4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第22条において定める一体的に運営されている場合とは、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 一体的に運営する施設又は事業所と同一敷地内にある同一の法人が運営する一般型乳児等通園支援事業をいい、かつ、同一の時間帯において実施されることをいう。
 - (2) 職員及び利用乳幼児が行き来でき、かつ、常に職員同士が連絡を取る手段を確保し、緊急時等の対応について、一体的に運営する施設又は事業所と同様に対応することができる措置が講じられていること。

- (3) 同一敷地内にある別棟又は渡り廊下等で繋がった別棟の居室で事業を実施する場合は、同一の時間帯において当該別棟内で保育等が実施されていて、常時、職員の支援を受ける体制が構築されていること。
- (4) 乳児等通園支援従事者に支援を行う職員は、第7条第1項もしくは第2項の要件を満たすことが望ましい。

(研修の実施)

第8条 運営主体は、第6条第2項第1号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「省令」という。）第22条第1項の規定に基づく研修として、市以外の機関が行う研修を受講した場合は、別に定める方法により市に届出を行わなければならない。

(指導監督員)

第9条 乳児等通園支援事業を実施する事業所に対し指導監督を行う者として、指導監督員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る助言を行う。
- (2) 本事業を実施しようとする事業所に対して、本事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、本事業に係る規程の整備や職員の確保等に係る助言を行う。
- (3) 事業所からの相談事項や事業所に助言した内容をとりまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

(巡回指導)

第10条 乳児等通園支援事業の適切な実施を確保するため、名古屋市子ども青少年局職員及び前条の指導監督員による巡回指導を実施する。

第4章 認可等の手続

(認可申請)

第11条 認可を受けようとする者は、名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業開始認可申請書に、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公募及び事前協議)

第12条 認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人等とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、認可を受けることができるものとする。

- 2 事前協議は、第18条第2項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。
- 3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。
 - (1) 運営主体に関する事項

- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 事業の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(認可)

第 13 条 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業開始認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 前項に規定する審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により乳児等通園支援事業を開始する場合は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

(認可内容変更)

第 14 条 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 36 第 4 項の規定による事業内容の変更（同条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に限る。）の届出を行う場合には、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じた方法により事前協議を行うものとする。

(乳児等通園支援事業を休廃止する場合)

第 15 条 運営主体が乳児等通園支援事業を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、こども誰でも通園制度総合支援システムにより予約されているすべての利用乳幼児が利用を終了するまで、乳児等通園支援事業の運営を継続しなければならない。

(事前協議及び予告)

第 16 条 前 2 条の場合において、運営主体は休廃止に係る届出事務等を円滑かつ適正に行うため、市長と事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議は、休廃止を行う日の属する 3 か月前までに次の各号に定める内容を記載し、保護者等へ予告を行う前に事前協議を行わなければならない。

- (1) 休廃止の理由
- (2) 現に利用している児童に対する措置
- (3) 休止しようとするものにあつては、休止の期間及び再開の時期
- (4) 廃止しようとするものにあつては、廃止の期日及び財産の処分

(予告の内容)

第 17 条 運営主体は、予告を行ってから休廃止までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 休廃止に係る保護者等への説明
- (2) 休廃止に係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) 休廃止に際し、別の乳児等通園支援事業の利用を希望する児童に係る利用希望先乳児等通園支援事業への情報提供等の便宜の提供

(4) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるものの他、認可等に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。